

分野別分科会規程

2018年10月 4日理事会制定

2020年 8月24日理事会制定

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人 FrontISTR Commons(以下、本会)の分野別分科会について、定款第4条に基づき定めるものである。

2. 分野別分科会は、本会および関連する分野の特定の問題に対し、産官学の連携や情報交換の場を提供し、その解決を図ることを目的として、技術調査や会合等を実施し、研究成果を本会の会員や社会に広く発信するものとする。

第2条(分野別分科会委員および構成)

分野別分科会委員の資格は正会員とする。原則として非会員の委員参加は認めない。

2. 分野別分科会委員の構成は以下の通りとする。

主査:委員の中から1名。

幹事:委員の中から分野別分科会が定める人数。

委員:分野別分科会が定める人数。

主査の交代は、理事会の承認を必要とする。

第3条(分野別分科会の設置、計画変更)

分野別分科会を設置するためには、所定様式の設置申込書を提出し理事会の承認を得る。

2. 承認された事項に変更の必要がある場合には、主査はその都度、計画変更申請書(書式自由)を理事会に提出し承認を得るものとする。収入、支出に関連する変更は、計画変更申請書に予算案として含めることとする。

第4条(設置期間)

設置期間は2年以内とする。開始月は4月、終了月は3月を原則とするが、開始月は年度途中であってもよい。その場合も、終了月は3月とし、設置期間は原則2年間未満とする。

2. 原則として設置期間の満了をもって分野別分科会の終了とする。ただし、設置期間内に分野別分科会を終了する際は、その旨を事務局経由で文書(書式自由)を提出し、理事会の承認を得る。

3. 設置期間の延長および継続回数に制限はないが、延長する際は所定書式の継続申請書を提出し理事会で承認を得る。

4. 運営に重大な支障をきたす事例が発生した場合は、理事会で審議の上、設置期間内であって

も終了を求めることができる。

5. 分野別分科会の設置、終了について総会で報告する。

第5条（運営）

分野別分科会の運営は分野別分科会自身において行う。ただし、経理事務は本会事務局が行う。

第6条（委員の登録・変更・登録解除）

本会会員の分野別分科会への委員登録、変更、登録解除等は分野別分科会主査が随時受け付ける。

2. 第2条2項に定める数を上限として各分野別分科会で委員数を定めることができる。

3. 名簿は委員の交替や変更がある都度、更新するものとし、本会理事会から要請があれば最新版を提出できるようにする。

第7条（会合）

年数回の会合を開催するものとする。

2. 分野別分科会委員以外のオブザーバ参加を、主査の判断で認めることができる。

3. 会合の議事録を保存する。議事録には、日時、場所、参加者、議題が記されていないといけない。

第8条（情報公開）

本会ホームページ上で以下の情報等を公開するものとする。

- ・分野別分科会名称(和文、英文)
- ・分野別分科会の目的
- ・設置期間
- ・主査、幹事
- ・開催された会合の内容など(公開できる範囲)

第9条（研究成果の発表）

分野別分科会委員が研究成果を講演会などで発表する場合には、事前に分野別分科会の承認を得るものとする。

2. 本会が主催となるシンポジウムや講習会等のイベントを実施することができる。イベントでは参加費を徴収することができるが、分野別分科会の独立採算とする。なお、実施に際しては事前に本会理事会の承認を得るものとする。

第10条（完了報告）

分野別分科会完了後すみやかに、1) 所定書式の分野別分科会報告書、2) 収支決算報告書を

提出する。

2. 理事会からの要請により総会で活動報告を行う。

第11条（知的財産権）

分野別分科会活動中における情報を得て、分野別分科会委員が知的財産権を行使する(特許申請等)場合には、分野別分科会委員全員の了承を得ると共に、理事会に報告義務を負うものとする。

第12条（分野別分科会経費および経理）

分野別分科会経費および経理に関する条項は参加負担金や委託金等がある場合に適用する。

2. 分野別分科会経費およびその用途は、原則として第3条に定める分野別分科会設置申請においてあらかじめ承認された範囲内とする。

3. 本会事務費にあてるために、各分野別分科会は分野別分科会経費の一部(直接経費の30%相当額)を事務負担金として本会事務局運営経費へ、分野別分科会設置後に繰入れるものとする。

第13条(改廃)

この規程の改廃は理事会の議を経て行う。

以上